

水稻農薬空中散布のお知らせ

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

無人ヘリコプターを使用し、水稻病虫害の防除事業を次のとおり実施します。危被害防止にご協力をお願いします。

- ▶**散布実施日** 麻生地区 7月17日（水）、18日（木）
玉造地区 7月22日（月）、23日（火）
北浦地区 7月25日（木）、26日（金）

※雨天・強風等により散布が順延になった場合は、防災無線によりお知らせします。

散布は申し込みが必要です

6月20日（木）までに用紙を提出してください。

※**6月20日以降の申し込みは、準備の都合上できませんので、ご注意ください。**

- ・水田の所有者または耕作者の方に、申込書を郵送します。
散布を希望の方のみ、申込書に必要事項を記載して、提出してください。
なお、確認のための再通知はしませんので、ご注意ください。



児童手当の現況届を忘れずに！

【問い合わせ】こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

現況届とは、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。

現況届の用紙は、6月中旬に郵送しますので、6月1日現在の状況の記入と必要書類を添付の上、**6月28日（金）**までに提出してください。現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当の支払いは受けられませんので、ご注意ください。

▶児童手当の額

児童の年齢	児童手当 (1人あたり月額)	特例給付 (1人あたり月額)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	



後期高齢者医療保険料の均等割9割軽減の皆さまへ

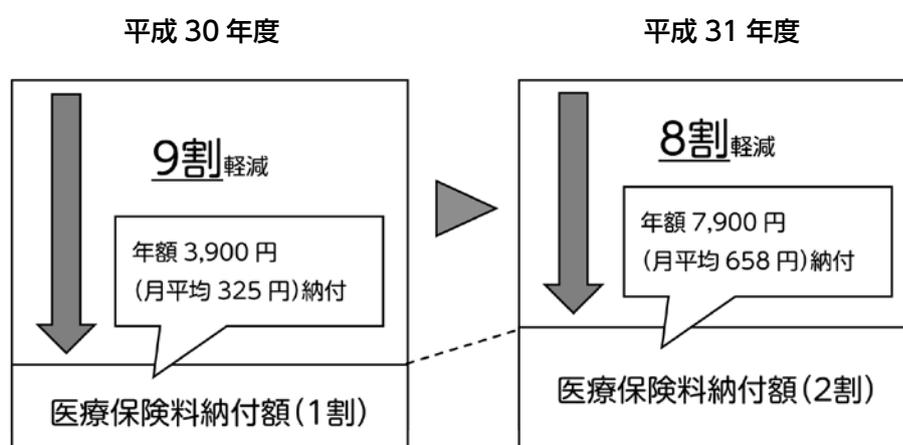
後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで特例措置により9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減（※）に変わります。

介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化（月平均420円軽減）されます。所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、年金生活者支援給付金（基準額月5,000円）の制度が始まります。

各制度の詳細については、それぞれの担当（下記）へお問い合わせください。

（※）翌年度以降は特例措置に対する国庫補助が完全に廃止され、本則の7割軽減に変わります。

【9割軽減となっていた方の医療保険料の変化】



- ・介護保険料軽減は、半年度分の軽減額を年度平均した額です。同一世帯（4月1日現在での住民票上の世帯）に住民税課税者がいる場合は対象外となります。
- ・老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件（65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下）を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10・11月分を12月（年金の支払日と同日）に振り込みます。
- ・医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

【問い合わせ】

- | | | |
|-----------------|----------------|---------------|
| ▶後期高齢者医療制度について | 国保年金課 医療グループ | ☎0299-55-0111 |
| ▶介護保険について | 介護福祉課 介護保険グループ | ☎0299-55-0111 |
| ▶年金生活者支援給付金について | ねんきんダイヤル | ☎0570-05-1165 |



年金事務所からのお知らせ

国民年金保険料は、納付期限までに納めましょう

【問い合わせ】水戸南年金事務所

☎029-227-3251

国保年金課（玉造庁舎）

☎0299-55-0111

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6410円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により、早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（※）の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除される制度や猶予される制度があります。平成31年度分（平成31年7月分から令和2年6月分まで）の免除等の受付は、**7月1日（月）から開始**になります。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

※納付義務者は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

令和元年度 大好きいばらき就職面接会（前期）

【問い合わせ】茨城県労働政策課 ☎029-301-3645

令和2年（2020年）年3月大学等卒業予定者および既卒未就職者を対象に、県内企業を集めた「大好きいばらき就職面接会（前期）」を開催します。

事前申込不要・参加費無料。詳しくはホームページをご覧ください。

▶開催期日および場所

【土浦会場】6月26日（水） ホテルマロウド筑波（土浦市城北町 2-24）

【水戸会場】7月11日（木） ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町 1-6-1）

午前の部 午前10時30分～午後0時30分

午後の部 午後2時～午後4時 ※両会場共通。受付は、面接開始30分前から。

▶対象

令和2（2020）年3月に大学院・大学・短大・専修学校等（高校は除く）卒業予定者および既卒未就職者（おおむね卒業後3年以内）



注意！あなたの土地が狙われています！

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111
茨城県廃棄物対策課 ☎029-301-3033

「一時的に資材置場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄 110 番」まで通報をお願いします。

※不法投棄・野焼き・不適正な残土埋め立てを見つけたら、直ちに専用ダイヤル
不法投棄110番 (☎0120-536-380) へ
いつもみんなでもらなくみはれ

▶受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分(受付時間外は最寄りの警察署まで)



特定外来生物

オオキンケイギクの駆除にご協力をお願いします

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

▶特定外来生物「オオキンケイギク」とは？

例年、5月から7月にかけて、きれいな黄色い花を咲かせ、道路沿いや庭先、空き地などで生息が確認されている「オオキンケイギク」(※)は、非常に強い繁殖力のため在来種を駆逐してしまう恐れがあり、外来生物法により、栽培・保管・運搬・輸入・野外へ放つ・植える・種子をまくなどの行為が禁止されています。違反すると罰則が科せられる場合があります。

(※)平成18年2月に特定外来生物の指定を受けました。

▶オオキンケイギクの特徴

- ・高さ30センチメートルから70センチメートルの多年草
- ・開花時期は5月から7月頃で、根元から束状に多数生えている
- ・葉の小葉は細長い槍のような形
- ・花の中心はオレンジ色で、黄色の舌状花の先が4つ～5つに裂けている

▶駆除の方法

- ①開花時期に根を残さず抜き取る。
- ②1週間ほど袋に入れて枯らす（枯れる前の移動は運搬にあたるため、禁止されています）。
- ③種子の飛散を防ぐため、袋の口を密閉し、燃えるごみとして廃棄する。
- ④翌年以降も生えてきた場合は、①～③を繰り返し行う。

以上を粘り強く行っていただくことが、在来種への影響を防ぐことにつながります。

皆さまのご協力をよろしくお願いします。

▶オオキンケイギクに似ている植物の写真等を下記から見る您可以通过。ぜひご覧ください。

(九州地方環境事務所外来生物対策のページ) http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2.html

(環境省外来生物法のページ) <http://www.env.go.jp/nature/intro/>



木造住宅の耐震診断士派遣事業について

【問い合わせ】都市建設課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

既存木造住宅の耐震性を確認するための「耐震診断士派遣事業」実施にあたり、事業希望者を募集します。

- ▶ **診断概要** 木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般耐震診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。
 - ▶ **対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（旧耐震基準）で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの
 - ▶ **対象者** 「対象住宅」の所有者で、市税および税外収入金を滞納していない方
 - ▶ **募集件数** 2件（先着順。定数に達した時点で締め切り）
 - ▶ **調査費用** 無料
 - ▶ **申込方法** 所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課都市計画グループ（玉造庁舎）に提出
 - ▶ **申込期限** 8月30日（金）
- ！注意！ 「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスにご注意ください。市では、業者等のあつせんをすることはありません。

木造住宅の耐震改修設計・耐震改修工事費の補助について

【問い合わせ】都市建設課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

木造住宅の耐震性を高めるための耐震改修設計・工事費用の一部を補助します。

東日本大震災で被害を受けた住宅の補修を対象としたものではありませんので、ご注意ください。

- ▶ **補助金の額** ・耐震改修設計費用の3分の1（限度額10万円）
・耐震改修工事費用の3分の1（限度額30万円）
- ▶ **補助対象工事** ・耐震改修設計および耐震改修工事
・市への申請手続きをする前に契約を行った場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。
- ▶ **対象住宅** ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの
・一般耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であることが証明されるもの。また、耐震改修設計および耐震改修工事を実施することで上部構造評点（建物の地震に対する強さを表す数値）が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること
- ▶ **対象者** ・「対象住宅」の所有者で、自己が居住するために耐震改修設計または耐震改修工事を実施する方
・市税および税外収入金を滞納していない方
- ▶ **募集件数** 耐震改修設計・耐震改修工事ともに各1件（定数に達した時点で締め切り）
- ▶ **申込方法** 所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課都市計画グループ（玉造庁舎）に提出
- ▶ **申込期限** 8月30日（金）

税金

のお知らせ

市税の納付は 口座振替が便利です

今月の税金

○市・県民税 第1期
納付期限(口座振替日)
は7月1日です。

市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく、安心です。手続きは市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳および通帳登録印鑑をご持参ください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続きをお願いします。

※ペイジー口座振替申し込みサービス：各庁舎にてキャッシュカードで簡単に申し込みできます。(農協を除く)

口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします

市税の口座振替日は各税目の納期限日です(下段参照)。振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等により振替不能になり、その後も納付されない場合には、督促状が送付され、延滞金が加算されます。

税目	納期限(口座振替日)
固定資産税	4期(5月・7月・9月・11月)の各月の末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	4期(6月・8月・10月・12月)の各月の末日 ただし、12月は25日
国民健康保険税	9期(7月から3月まで)の各月の末日 ただし、12月は25日

※納期限が土曜日または日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

納期限内の納税にご協力ください!

納税義務

税金は、納期限までに皆さまが自主的に納めていただくものです。このことを自主納税制度といい、税金本来の姿です。

市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。

法令などにより、税金を滞納すると督促状が送付され、本来納めるべき本税額のほかに、延滞金等を納めなくてはなりません。

延滞金

決定延滞金は、納期限の翌日から1カ月以内の期間は年2.6%、その後の期間は年8.9%の割合で計算されます(※)。

※平成31年1月1日以降の割合です。

※延滞金は、平成26年1月1日以後、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、この割合が7.3%を超える場合は年7.3%の割合)で計算されます。なお、以前の延滞金率はお問い合わせください。

滞納処分

市税を滞納したまま督促・催告しても完納されない場合には、納期限内に納付されている納税者の皆さまとの公平を保つため、その人の財産(給与、預貯金、保険、不動産等)について差押処分を執行しなければなりません。

差し押さえた後も納付していただけない場合は、差押財産を換価(取立て、公売等)して滞納市税へ配当する手続きを行うこととなります。この一連の手続きを滞納処分といいます。

滞納整理の流れ



※滞納整理の費用は、貴重な市民サービスのための財源(市税)から支払われることとなりますので、税金は納期限内に納付されますようお願いします。